

新連載!

SAKAMOTO DAYS

「投資」のススメ vol.1

昨今、様々なところで投資に関する情報を目にする機会が増え、興味を持たれる方も増えてきています。岸田首相が『貯蓄から投資へ』と言われ、2024年から新NISA制度も始まります。また、数年前から『老後2,000万円問題』など言われ、老後、年金だけで充分生活できるか考えなくてはなりません。一方で「投資はわからないけど怖い」、「投資で借金ができたという話を聞いたことがある」等ネガティブなイメージをお持ちの方もいるかと思います。

そのような中で将来の不安をなくすために最近多くの方が投資に興味を持たれています。ただ、興味はもつものの先ほどのようなイメージから実際に始めている方はまだまだ多くはありません。そういったまだ投資を始めていない方向けに今日は「**必ず得する**」投資の話を持ってきました。

ちなみに他人から言われる「**必ず儲かる**」「**絶対損はしない**」などという話には乗ってはいけませんよ。そのような話をしてくる人は自分が儲かることばかり考えているのを隠して、あなたの資産を狙っている悪い奴だと認定しておいて下さい(興味のある方は一例として「ポンジスキーム」を検索してみてください)

今回、投資の第一歩として説明するのは『**ふるさと納税**』です。「いやいやいや」という声が聞こえてきそうです。いえいえ、お金を使ってリターンを得ようとする行為は全て「**投資**」です。会社が事業のために建物を建てたり人を雇ったりすることは「**投資**」です。個人では資格を取ったり本を読んだりして勉強することを「**自己投資**」と言いますよね。お金や時間を支払って何かを得ようとする行為は全て「**投資**」です。

では『**ふるさと納税**』がなぜ「**必ず得する**」を説明していきます。

たくふう会で働かれている多くの皆様は住民税(市町村民税と道府県民税)を支払っています。支払っている気がなくても入社2年目以降の職員は給与から天引きされて支払っています。住民税は前年(1月から12月)の所得から計算されます。ちなみに社会人1年生の新入職員は、前年にアルバイトをたくさんしているなどがない限り、前年の所得がないので住民税を支払う義務がありません。2年目からは支払う義務が生じます。結果、2年目の6月以降から手取りが減る可能性が高いので支出は計画的にしておくことをおすすめします。

余談はさておきまして、『**ふるさと納税**』がなぜ「**お得**」なのかをいいますと、住民税のうち、法律で定められた上限額まで前払いをすると、2,000円の自己負担で、前払いした住民税の約30%分の商品がもらえるのです。(ものすごくわかりやすくざっくりと説明しています。詳細は「総務省 ふるさと納税ポータルサイト」を見てください)

参考までに一例ですが、独身、扶養家族無し、年収が給与から300万円の場合、年額で約16万円の住

民税を支払うようになります（家族構成や住宅ローンの有無、年額の医療費などによって異なります）このうち、ふるさと納税で前払いできる上限額は約 27,000 円となります。この 27,000 円は翌年の住民税の支払い額から減らされます。そして前払いした額の約 30%、8,100 円分の商品が自己負担 2,000 円でもらえます。「年間で 6,000 円分しか返ってこないのかよ」こんな声が聞こえそうです。しかし納税をしてかつ商品がもらえることがあったか考えて下さい。所得税でも消費税でも自動車税でもなんでもいいです。税金を払って商品がもらえるなんて税は他にはありません。

働くこともなく PC かスマホをポチポチするだけで余分に何かもらえるとさえれば段々魅力的に見えてきませんか。

金額は一例です。夫婦共働きで世帯収入が多くなればふるさと納税ができる金額が増えるのでお得になります。また、高校生や大学生の扶養家族がいる場合もお得になります。**お子さんが高校生や大学生の時は支出が多くなるので、お得になれば嬉しいですね。**

金額を計算するのが面倒くさそうと思った方は、ふるさと納税のサイト『さとふる』、『ふるさとチョイス』、『ふるなび』、『楽天市場 ふるさと納税』の HP を見て下さい。年収と家族構成を入力すれば 1 年間でふるさと納税できる金額を計算してくれます。最初の年はその金額より少なめにしておけば安心かと思えます。年収がわからない？という方は昨年源泉徴収票を見ておおよそこれくらいかなと入力して下さい。源泉徴収票？という方は毎月の給与明細の左下に「その他」の欄に「課税支給累計」があります。そこにはその年の 1 月から給与明細で支給された月までの給与が合計されているので、そこからおおよそ 12 ヶ月分を計算して入力して下さい。

いやいやいや、「確定申告なんてしたことないし面倒そう」、「わからないよ」という声が聞こえてきます。でも給与しかもらっていないければ確定申告はやってみたらちょー簡単です、それでも信じられなければ、ふるさと納税以外に確定申告が不要な方であれば、ふるさと納税をする自治体を 5 自治体以内におさえれば「ワンストップ特例制度」を使え、確定申告することさえも必要なくなります。

じゃあ、何がもらえるのとなった時、先ほど計算した HP で欲しいものを調べてみて下さい。選べる商品数が多いことに驚かれると思います。食べ物に日用品、以外なものだと「FUJI ROCK FESTIVAL」のチケットやオホーツク海の流氷なんてものもあります。

個人的なおススメは日用品をもらってその分の支出を浮かすことです。私はタオル、バスタオルはふるさと納税をするようになってからは 1 枚も購入せず、毎年ふるさと納税でちょっと高級なものを買って新しいものに交換しています。他にも赤ちゃん用にオシメやトイレットペーパーなどもあります。

結構な長さでふるさと納税の良さを説明してきましたが、注意点もあります。主には以下の 2 つになります。

①ふるさと納税の上限額を超えた金額については、ただの寄付になり、約 3 倍の価格で商品を購入してしまうのと同じになってしまう。

これは収入や家族構成によって 1 年でできるふるさと納税の額は決まっており、それを超えてしまうと、超えた金額分は翌年の住民税から引かれず、ただただ、自治体に寄付しただけになってしまいます。ふるさと納税の HP は買物の HP かと思わんばかりに魅力的に見せてきます。あれもこれもと思うかもしれませんが、1 年間でふるさと納税できる額をきちんとシミュレーションして超えないように注意が必要です。慣れるまではシミュレーションで計算した金額より抑えておく方が安全・安心です。

②「ワンストップ特例制度」を使う場合は自治体数や他に確定申告することがないか確認が必要。

「ワンストップ特例制度」は給与所得のみがある人で、限られた数の自治体に寄付する人向けに作られた制度です。ですので、給与所得以外に所得がある方や医療費控除などがある場合、また、6以上の自治体にふるさと納税をした方は確定申告が必要となります。特に「ワンストップ特例制度」を使って申告、その後、確定申告が必要になり、ふるさと納税分を確定申告し忘れた場合、翌年の住民税から引かれなくなるので注意が必要です。

ここまで長々とお付き合いいただきありがとうございました。

今回は時期的に12月になるので、簡単な確定申告か翌年から始まる新NISAを紹介しようかと思っています。知りたいことがありましたら坂本までお知らせいただくと取り上げていくかもしれません。12月まで待てない、もっと色々知りたいと思った方にはまず『本当の自由を手に入れる お金の大学』両@リベ大学長(著)を読まれることをおすすめします。



※投資はあくまでも自己責任です。これを読んで行動した結果、損失が発生しても責任は負えません。また、株式などの個別銘柄等については聞かれてもお答えしかねるのでご了承下さい。

※2023年5月時点での法令等に基づいてまとめています。

皆様の人生により多い幸福が訪れますように。